奈川県鎌倉市、神奈川県大和市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、新潟県南魚沼市、富山県富山市、富山県高岡市、石川県加賀市、福井県福井市、福井県敦賀市、山梨県甲府市、長野県長野市、岐阜県岐阜市、静岡県静岡市、静岡県浜松市、愛知県名古屋市、愛知県豊橋市、愛知県豊田市、愛知県豊明市、愛知県日進市、三重県津市、三重県四日市市、滋賀県大津市、滋賀県彦根市、京都府京都市、京都府福知山市、大阪府大阪市、大阪府堺市、大阪府豊中市、大阪府吹田市、大阪府高槻市、大阪府東大阪市、兵庫県神戸市、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県西宮市、兵庫県芦屋市、兵庫県伊丹市、兵庫県宝塚市、兵庫県三木市、奈良県奈良市、和歌山県和歌山市、和歌山県橋本市、鳥取県鳥取市、島根県松江市、岡山県岡山市、岡山県倉敷市、広島県広島市、広島県呉市、広島県三原市、山口県山口市、山口県宇部市、山口県山陽小野田市、徳島県徳島市、香川県高松市、愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、高知県高知市、福岡県北九州市、福岡県福岡市、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県柳川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県豊前市、福岡県中間市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県大野城市、福岡県宗像市、福岡県太宰府市、福岡県古賀市、福岡県福津市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県嘉麻市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県糸島市、福岡県那珂川市、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、佐賀県鳥栖市、佐賀県多久市、佐賀県伊万里市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県小城市、佐賀県嬉野市、佐賀県神埼市、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県大村市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県対馬市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県西海市、長崎県雲仙市、長崎県南島原市、熊本県熊本市、熊本県八代市、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県上天草市、熊本県宇城市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、熊本県美里町、熊本県玉東町、熊本県南関町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県南阿蘇村、熊本県御船町、熊本県嘉島町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県錦町、熊本県あさぎり町、熊本県苓北町、大分県大分市、大分県別府市、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、大分県玖珠町、宮崎県宮崎市、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県小林市、宮崎県日向市、宮崎県串間市、宮崎県西都市、宮崎県えびの市、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県阿久根市、鹿児島県出水市、鹿児島県指宿市、鹿児島県西之表市、鹿児島県垂水市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県曽於市、鹿児島県霧島市、鹿児島県いちき串木野市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県志布志市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県長島町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県肝付町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県糸満市、沖縄県沖縄市、沖縄県豊見城市、沖縄県うるま市、沖縄県宮古島市、沖縄県南城市、沖縄県国頭村、沖縄県大宜味村、沖縄県東村、沖縄県今帰仁村、沖縄県本部町、沖縄県恩納村、沖縄県金武町、沖縄県伊江村、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町、沖縄県北中城村、沖縄県中城村、沖縄県西原町、沖縄県与那原町、沖縄県南風原町、沖縄県八重瀬町	令和十一年四月一日	
北海道岩見沢市、北海道滝川市、東京都大田区、神奈川県川崎市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、大阪府堺市、大阪府東大阪市、兵庫県赤穂市、広島県福山市、愛媛県松山市、福岡県北九州市	令和十二年四月一日	
北海道夕張市、岩手県奥州市、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、宮城県加美町、福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県狭山市、埼玉県戸田市、埼玉県入間市、埼玉県新座市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、愛知県豊田市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県府中町、大分県別府市	令和十三年四月一日	
宮城県村田町、埼玉県伊奈町、東京都荒川区、神奈川県横浜市、静岡県沼津市、大阪府大阪市、大阪府池田市、鳥取県鳥取市、岡山県赤磐市、山口県下関市		

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第六十三号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年文部科学省令第十一号）附則第二条第一項及び第二項の規定に基づき、同条第一項の文部科学大臣が定める地方公共団体の就学事務システム（就学援助）に係る機能要件の標準又は帳票要件の標準についての経過措置及び同条第二項の文部科学大臣が定める地方公共団体を次のように定める。

令和八年三月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項の文部科学大臣が定める就学事務システム（就学援助）を利用する地方公共団体及び当該就学事務システム（就学援助）に係る機能要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体	機能要件の標準
青森県八戸市	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令第三条及び第四条の規定に基づき、同令第三条の文部科学大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに同令第四条の文部科学大臣が定める帳票要件の標準の様式及び細目並びに実装区分及び適合基準日を定める件（令和八年文部科学省告示第六十号。以下「告示」という。）別表第一の〇一八〇〇七〇の項及び〇一八〇一九三の項の機能要件の欄に掲げる機能要件